

令和6年3月定例教育委員会議事日程

日時 令和6年3月14日(木)

午後3時開議

場所 生涯学習センター第2研修室

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第45号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
議案第46号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について
議案第47号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第48号 市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について
議案第49号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
- 5 報告第25号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 6 その他
- 7 閉会

令和6年3月定例教育委員会提出議案

議案第45号	市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育総務課	1
議案第46号	市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育総務課	5
議案第47号	市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・	青少年育成課	11
議案第48号	市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	中央図書館	17
議案第49号	市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・	義務教育課	23

報告第25号	市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	義務教育課	29
--------	--	-------	----

その他（1）	市川市立塩浜学園隣接地の市長部局への移管について・・・・・・・・・・・・・・・・	教育施設課	33
--------	--	-------	----

議案第 4 5 号

市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 4 日 提出

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠

理 由

校長により学校運営協議会の委員としてふさわしい者が推薦されていること等を踏まえ、当該委員の任命及び解任の一部を教育長の決裁事項とすることから、本規程の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会訓令第 号

市川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

市川市教育委員会事務決裁規程（昭和62年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表に次のように加える。

学校運営協議会の委員の任命及び解任（校長及び教職員の人事異動に伴う解任並びに委員が辞任を申し出たことによる解任に限る。）	○			
--	---	--	--	--

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

現 行	改 正 後																									
<p>別表第1（第5条関係） 教育長の決裁事項及び共通専決事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人事事項</p> <table border="1" data-bbox="461 1133 547 1926"> <thead> <tr> <th>決裁（専決）事項</th> <th>教育長</th> <th>教育次長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">備考（略）</p>	決裁（専決）事項	教育長	教育次長	部長	課長	(略)					<p>別表第1（第5条関係） 教育長の決裁事項及び共通専決事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人事事項</p> <table border="1" data-bbox="461 226 922 1019"> <thead> <tr> <th>決裁（専決）事項</th> <th>教育長</th> <th>教育次長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会の委員の任命及び解任（校長及び教職員の人事異動に伴う解任並びに委員が辞任を申し出たことによる解任に限る。）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">備考（略）</p>	決裁（専決）事項	教育長	教育次長	部長	課長	(略)					学校運営協議会の委員の任命及び解任（校長及び教職員の人事異動に伴う解任並びに委員が辞任を申し出たことによる解任に限る。）	○			
決裁（専決）事項	教育長	教育次長	部長	課長																						
(略)																										
決裁（専決）事項	教育長	教育次長	部長	課長																						
(略)																										
学校運営協議会の委員の任命及び解任（校長及び教職員の人事異動に伴う解任並びに委員が辞任を申し出たことによる解任に限る。）	○																									

議案第 4 6 号

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 4 日 提出

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠

理 由

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき、市川市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、及び補助執行させるとともに、現在市長の補助機関である職員に補助執行させている事務の一部について補助執行を解除する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 6 年 2 月 2 0 日

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠 様

市川市長 田 中



市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について（協議）

貴委員会の権限に属する事務の一部について、当職の補助機関たる職員に委任し、及び補助執行させていただきたく、地方自治法第 180 条の 7 の規定により貴委員会に協議を申し入れます。

また、同条の規定に基づき、現在、当職の補助機関たる職員に補助執行させている事務の一部について補助執行を解いていただきたく、あわせて協議を申し入れます。

記

- 1 当職の補助機関たる総務部の職員に委任する事務
 - (1) 職員の給与等に関すること。
 - (2) 職員の健康管理に関すること。

- 2 当職の補助機関たる総務部の職員に補助執行させる事務
 - (1) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
 - (2) 職員の共済組合、公務災害、社会保険等に関すること。

- 3 当職の補助機関たる総務部の職員への補助執行を解除する事務
幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の分限及び懲戒に関すること。

- 4 実施日
令和 6 年 4 月 1 日から実施するものとする。

市川第 号
令和6年 月 日

市川市長 田中 甲 様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵

市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に
ついて（承諾）

令和6年2月20日付け市川第 20240215-0022 号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について（協議）」にて申入れのありました標記の件について、下記のとおり承諾いたします。

記

- 1 市長の補助機関たる総務部の職員に委任する事務
 - (1) 職員の給与等に関すること。
 - (2) 職員の健康管理に関すること。

- 2 市長の補助機関たる総務部の職員に補助執行させる事務
 - (1) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
 - (2) 職員の共済組合、公務災害、社会保険等に関すること。

- 3 市長の補助機関たる総務部の職員への補助執行を解除する事務
幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の分限及び懲戒に関すること。

- 4 実施日
令和6年4月1日

市川市教育委員会の権限に属する事務の
委任及び補助執行に関する合意書

市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する次に掲げる事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市川市長（以下「市長」という。）と教育委員会の協議により、以下のとおり合意した。

1 委任する事務

- (1) 職員の給与等に関すること。
- (2) 職員の健康管理に関すること。

上記に掲げる事務を総務部に属する職員に委任する。

2 補助執行させる事務

- (1) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 職員の共済組合、公務災害、社会保険等に関すること。

上記に掲げる事務を総務部に属する職員に補助執行させる。

3 補助執行を解除する事務

幼稚園の教職員及び会計年度任用職員の分限及び懲戒に関すること。

4 実施日

令和6年4月1日から実施するものとする。

この協議を証するため、本書を2通作成し、市長及び教育委員会にて各1通を保管するものとする。

令和6年 月 日

市川市長 田中 甲

市川市教育委員会教育長 田中 庸 惠

議案第 4 7 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に
ついて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 4 日提出

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠

理 由

放課後保育クラブの入所の承認に係る申請において使用する「市川市放課
後保育クラブ入所承認申請書」の延長保育の記載欄を見直すことから、本規
則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年
教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

市川市放課後保育クラブ入所承認申請書

（申請先）
市川市教育委員会

（申請者）
住 所
氏 名

次のとおり市川市放課後保育クラブへの入所を申請します。

受付番号		同時申請		受付日時	年	月	日
入所希望月		年	月	児童番号 (こどもコード)			
保育クラブ名（現在利用中又は過去に利用していたことがある場合のみ記入して下さい。）							
延長保育	<input type="checkbox"/> 利用する（利用する場合のみ、✓を入れて下さい。）						
備考（市記入欄）							
フリガナ							
児童氏名							
性 別	男・女	生年月日		年	月	日	
学 校 名					学年		年
私立学校等に在籍している場合は、希望する保育クラブ名を記入して下さい。							
就学前の施設名等							
特別支援学級	有・無	障害者手帳等	療育手帳〔等級〕	身体障害者手帳〔級〕			
発達障害診断	有・無	(有の場合) 診断名〔 〕 診断機関〔 〕					
スマイルプラン	有・無	(有の場合) スマイルプランの内容を保育クラブへ提供すること〔可・不可〕					
健 康 状 態	良好・病気（病気名等： 　　）						
食物アレルギー							
食事、排便等	介助が必要な場合は、状況を記入して下さい。						
特別な配慮							
備考							

フリガナ				続柄	(その他続柄)	ひとり親
保護者1 氏名				父・母		
生年月日	年	月	日	電話番号		
住所						
転居先	転居時期〔 〕					
申請理由（該当理由に○を付けて下さい。就労が理由の場合は、勤務先名称等も記入して下さい。）						
就労	出産	疾病	障がい	通学	介護	その他
就労の形態	雇用	自営	その他就労	保育できない日数	帰宅時間	
				日	時 分	
勤務先名称				勤務先電話		
勤務先住所				通勤時間	時間 分	
フリガナ				続柄	(その他続柄)	
保護者2 氏名				父・母		
生年月日	年	月	日	電話番号		
住所（保護者1と異なる場合）						
申請理由（該当理由に○を付けて下さい。就労が理由の場合は、勤務先名称等も記入して下さい。）						
就労	出産	疾病	障がい	通学	介護	その他
就労の形態	雇用	自営	その他就労	保育できない日数	帰宅時間	
				日	時 分	
勤務先名称				勤務先電話		
勤務先住所				通勤時間	時間 分	
同居家族	続柄	生年月日	勤務先又は 学校名	保育クラブ利用歴 (保育クラブ名を記入して下さい。)		
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
緊急連絡先1	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					
緊急連絡先2	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					
緊急連絡先3	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					

市記入欄

入力	審査	確認	

様式第1号(第2条関係)

市川市放課後保育クラブ入所承認申請書

(申請先)
市川市教育委員会(申請者)
住 所
氏 名

次のとおり市川市放課後保育クラブへの入所を申請します。

受付番号		同時申請		受付日時	年	月	日
入所希望月		年	月	児童番号 (こどもコード)			
保育クラブ名(現在利用中又は過去に利用していたことがある場合のみ記入して下さい。)							
延長申請	<input type="checkbox"/> 申請する(申請する場合のみ、✓を入れて下さい。)						
備考(市記入欄)							
フリガナ							
児童氏名							
性 別	男・女	生年月日		年	月	日	
学 校 名				学 年		年	
私立学校等に在籍している場合は、希望する保育クラブ名を記入して下さい。							
就学前の施設名等							
特別支援学級	有・無	障害者手帳等		療育手帳〔等級〕		身体障害者手帳〔級〕	
発達障害診断	有・無	(有の場合) 診断名〔 〕 診断機関〔 〕					
スマイルプラン	有・無	(有の場合) スマイルプランの内容を保育クラブへ提供すること〔可・不可〕					
健 康 状 態	良好・病気(病気名等:)						
食物アレルギー							
食事、排便等	介助が必要な場合は、状況を記入して下さい。						
特別な配慮							
備考							

フリガナ		続柄	(その他続柄)	ひとり親		
保護者1 氏名		父・母				
生年月日	年 月 日	電話番号				
住所						
転居先	転居時期〔 〕					
申請理由（該当理由に○を付けて下さい。就労が理由の場合は、勤務先名称等も記入して下さい。）						
就労	出産	疾病	障がい	通学	介護	その他
就労の形態	雇用	自営	その他就労	保育できない日数		帰宅時間
				日		時 分
勤務先名称				勤務先電話		
勤務先住所				通勤時間	時間 分	
フリガナ		続柄	(その他続柄)			
保護者2 氏名		父・母				
生年月日	年 月 日	電話番号				
住所（保護者1と異なる場合）						
申請理由（該当理由に○を付けて下さい。就労が理由の場合は、勤務先名称等も記入して下さい。）						
就労	出産	疾病	障がい	通学	介護	その他
就労の形態	雇用	自営	その他就労	保育できない日数		帰宅時間
				日		時 分
勤務先名称				勤務先電話		
勤務先住所				通勤時間	時間 分	
同居家族	続柄	生年月日	勤務先又は 学校名	保育クラブ利用歴 (保育クラブ名を記入して下さい。)		
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
フリガナ		年 月 日				
緊急連絡先1	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					
緊急連絡先2	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					
緊急連絡先3	保護者1の電話番号 ・ 保護者2の電話番号 ・ 他（ ）					

市記入欄

入力	審査	確認	

議案第 48 号

市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について

市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 14 日提出

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠

理 由

市川市立図書館運営基本計画の第三次実施計画の実施期間が令和 5 年度をもって終了するにあたり、図書館運営の更なる推進を図るため第四次実施計画を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市立図書館運営基本計画 第四次実施計画（令和6年度～令和7年度）

市川市立図書館運営基本計画（平成27年策定）で掲げた3つの柱の下、7つの「施策の方向」と21の「具体的な施策」に基づき、令和6年度～令和7年度の実施事業を定めます。また、事業の計画、評価指標設定を通じた計画的事業の展開を点検・評価し運営や事業の改善へとつなげるPDCA（PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACT（調整・改善））のマネジメント・サイクルに沿った運営を行うため、各事業の実施状況、指標の達成度及び満足度等から、総合的に毎年の評価を行い公表していきます。

一つめの柱 情報拠点として市民の学びを支える図書館

施策の方向 1-(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

◇具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」

実施事業 1 新規資料の受入れと劣化資料の買い替えによる蔵書の適正な維持

数値目標等	継続的な資料の更新（購入と寄贈の合計冊数）	
	令和6年度	令和7年度
	50,000冊	50,000冊

◇具体的な施策② 「利用に応じた様々な形態の資料の充実」

実施事業 1 利用しやすい電子資料等の収集についての調査及び導入の検討

実施事業 2 障がいの特性に応じた資料の収集と目録の整備

数値目標等	読書バリアフリー計画の策定	
	令和6年度	令和7年度
	策定	

◇具体的な施策③ 「効果的な蔵書管理」

実施事業 1 全館的なICタグによる蔵書管理の効率化と業務の改善

◇具体的な施策④ 「資料保存のための書庫の確保」

実施事業 1 中央図書館の書庫への可動式集密書架の設置と活用

施策の方向 1-(2) 「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

◇具体的な施策①「レファレンスサービスの充実」

実施事業 1 レファレンスツール及び事例集の提供

数値目標等	レファレンス事例集及びレファレンスツール (パスファインダー等)の発行	
	令和6年度	令和7年度
	15点	15点

実施事業 2 市内外の図書館等との連携の強化

数値目標等	レファレンス協同データベースの事例提供	
	令和6年度	令和7年度
	100件	100件

実施事業 3 市民の学習要求や調査研究に応えるデータベース等の提供及び利活用の促進

◇具体的な施策②「利用しやすい情報環境の整備」

実施事業 1 図書館ホームページ、デジタルコンテンツ等の情報環境の整備

実施事業 2 非来館型サービスについての調査及び導入の検討

◇具体的な施策③「生涯学習機会の拡充」

実施事業 1 中央図書館及び地域図書館、自動車図書館の特性を活かしたサービスの拡充
とPRによる利用の促進

数値目標等	図書館有効登録者数の拡大	
	令和6年度	令和7年度
	87,000人	88,000人

実施事業 2 イベントの開催や地域イベントへの参加・協力

施策の方向 1-(3) 「関連機関とのネットワークの充実と、
質の高いサービスの提供」

◇具体的な施策①「関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実」

実施事業 1 関連施設との連携及び北部地域の図書館サービスの充実

◇具体的な施策②「大学図書館との連携と利用の促進」

実施事業 1 市民の大学図書館利用のための紹介状の発行

実施事業 2 市内大学及び大学図書館と市立図書館の各種行事等の相互PRと利用の促進

実施事業 3 大学生の図書館実習、インターンシップ等の受入れ

◇具体的な施策③「ボランティアとの連携強化」

実施事業 1 図書館友の会等と連携した行事等の実施とボランティア活動の支援

実施事業 2 障がい者サービス関連のボランティアと連携した、障がい者向け資料の作製と収集

二つめの柱 子どもの成長をサポートする図書館

施策の方向 2-(1) 「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

◇具体的な施策①「児童・青少年資料の充実」

実施事業 1 子どもの発達段階に応じて豊かな読書体験ができるような資料の収集と更新

※数値目標については、施策の方向 1-(1) 具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」に含まれる

◇具体的な施策②「行事の実施と情報の発信」

実施事業 1 子どもの読書活動の推進のための行事の実施

数値目標等	読み聞かせの会の参加人数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	1,000 人	1,000 人

実施事業 2 推薦図書を紹介や読書に関わる情報の発信

数値目標等	推薦図書リストの新規作成数 (ヤングアダルトサービス含む)	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	4 件	4 件

◇具体的な施策③ 「レファレンス・読書相談の実施」

実施事業 1 調べ物に役立つ資料の充実や探し方についてのレファレンスツールの整備

数値目標等	子ども向け調べ方案内 (パスファインダー) の新規作成数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	2 件	2 件

実施事業 2 子どもの本についての読書相談等の実施

数値目標等	児童書に関する相談件数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	6,400 件	6,500 件

◇具体的な施策④ 「ヤングアダルトサービスの実施」

実施事業 1 中高生の学習、生活、進路等の課題解決を支援するための図書や情報の提供

実施事業 2 図書館と中高生を結びつける行事の実施や刊行物の発行とその PR

施策の方向 2-(2) 「公共図書館と学校等との連携の強化」

◇具体的な施策① 「出張おはなし会・学級招待の実施」

実施事業 1 出張サービスの実施

数値目標等	出張サービスの実施回数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	15 回	20 回

◇具体的な施策② 「調べ学習及び読書環境向上のためのサポート」

実施事業 1 教育センターが所管する「学校図書館支援センター事業」への参加と協力

数値目標等	「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」 配送図書冊数	
	令和 6 年度	令和 7 年度
	37,000 冊	37,000 冊

実施事業 2 外部機関等と連携した児童・青少年サービスの実施・充実

施策の方向 3-(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

◇具体的な施策① 「地域資料の収集と提供」

実施事業 1 地域行政資料の収集と整理

数値目標等	地域行政資料の蔵書冊数	
	令和6年度	令和7年度
	63,000冊	64,000冊

◇具体的な施策② 「地域資料の保存」

実施事業 1 地域行政資料の電子化

◇具体的な施策③ 「地域情報の積極的な発信」

実施事業 1 図書館ホームページの地域情報の追加及び更新

施策の方向 3-(2) 「行政の情報拠点としての役割」

◇具体的な施策① 「行政情報の市民への提供」

実施事業 1 行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施

数値目標等	行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施回数	
	令和6年度	令和7年度
	10回	10回

実施事業 2 市の刊行物等の販売及び行政情報リーフレット等の配布

数値目標等	市の刊行物・作成物等の掲示及び配布件数	
	令和6年度	令和7年度
	50件	50件

◇具体的な施策② 「行政各課への情報発信」

実施事業 1 図書館で利用できるデータベース等、レファレンスツール情報の市の行政各部署への発信

数値目標等	図書館刊行物の庁内掲示板への掲載件数	
	令和6年度	令和7年度
	15件	15件

議案第 49 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 14 日提出

市川市教育委員会

教育長 田 中 庸 惠

理 由

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、市立の学校の教育職員が業務を行う時間の上限を設ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育委員会規則第 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第43条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第43条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号）第11条の規定により、学校の教育職員（同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び同条に規定する年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において45時間

(2) 1年度において360時間

2 教育委員会は、学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及

び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において100時間未満

(2) 1年度において720時間

(3) 1年度の初日から1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年度のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により学校の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前2項の規定の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>(報告) 第43条 (略)</p>	<p>(報告) 第43条 (略) (業務量の適切な管理等) 第43条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号)第11条の規定により、学校の教育職員(同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在職等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(学校職員の勤務時間等に関する規則(平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。))第10条に規定する休日法による休日及び同条に規定する年末年始の休日(学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。)、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月において45時間 (2) 1年度において360時間</p> <p>2 教育委員会は、学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内と</p>

現 行	改 正 後
	<p>するため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1月において100時間未満</p> <p>(2) 1年度において720時間</p> <p>(3) 1年度の初日から1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1年度のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月</p> <p>3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により学校の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前2項の規定の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p>

報告第 2 5 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 6 年 3 月 1 日に別紙のとおり、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 3 月 1 4 日提出

市川市教育委員会
教育長 田 中 庸 惠

市川市教育委員会規則第 号

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号（その1）（第23条関係）

卒業証書



氏名

年 月 日生

あなたは小（中・特別支援）学校の課程
を修了したのでこれを証します。

年 月 日

千葉県市川市立〇〇小（中・特別支援）学校長

○ ○ ○ ○

第 号

様式第2号（その2）（第23条関係）

卒業（修了）証書



氏名

年 月 日生

あなたは義務教育学校の全（前期）課程を修了したのでこれを証します。

年 月 日

千葉県市川市立〇〇校長

○
○
○
○
印

第 号

